

日 薬 業 発 第 137 号  
平成 30 年 7 月 17 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副会長 森 昌 平

平成 30 年豪雨による被災者に係る利用料等の  
介護サービス事業所等における取扱いについて

標記について、厚生労働省老健局老人保健課他から連絡がありましたのでお知らせいたします。

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取り扱いにつきましては、平成 30 年 7 月 13 日付け日薬業発第 134 号等にてお知らせしたところです。

今般、介護サービスにおいても被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いが示され、利用料の支払の猶予等について、対象者の要件及び猶予期間が示されました。今回の猶予措置の取扱い期間は、平成 30 年 10 月末までの介護サービス分に実施される予定です。

また、①被保険者証等により適用対象地域の市町村であることを確認するとともに、②患者の申し立ての内容を利用者に関する書類に記録しておくことが必要です。また、保険薬局等での周知に関して、当該府県ごとにリーフレットが作成されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<対象となる府県>

- |      |      |
|------|------|
| ・岐阜県 | ・岡山県 |
| ・京都府 | ・広島県 |
| ・兵庫県 | ・山口県 |
| ・鳥取県 | ・愛媛県 |
| ・島根県 | ・高知県 |
| ・福岡県 |      |